

令和3年6月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月7日(月) 午前9時開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(9人)

会長(10番) ~~渡邊~~和夫

職務代理者(3番) 富永 得治

(1番) 西田 義和

(2番) 永田 熊信

(4番) 高岡 重盛

(5番) 宮原 清人

(6番) 川邊 美津子

(7番) 平川 真由美

(8番) 内元 幸一郎

(9番) 岩坂 博行

地区推進委員

~~信國~~敏彦

~~尾方~~豊和

岩崎 盛光

伊東 明継

中竹 宏一

杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員(1人)

欠席委員：最適化推進委員(2人)

5. 議事日程

日程第1 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第3 議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

日程第4 議案第23号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博

7. 会議の概要

開会：午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、10番委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。只今から、令和3年6月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>本日は会長が欠席のため、相良村農業委員会会議規則第16条の規定により、職務代理者が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、7番委員、8番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が4議案で、案件は21件と1地区です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>はじめに、議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。番号1、大字深水字上屋敷、地目は畑が1筆、面積は964㎡です。権利種別は3条の有償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。1筆で220,000円、10aあたりに換算すると228,215円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について深水地区推進委員に報告をお願いします。</p>
深水地区推進委員	<p>先日、両人に確認しまして特に問題ございません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と深水地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>

	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号2、大字柳瀬字日焼田・檜木・新村・二俣・辻・蔵城・二本松、地目は田が9筆、畑が3筆、合計面積は19,492㎡です。権利種別は3条の無償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。以上です。
議長	引き続き、本件について1番委員に報告をお願いします。
1番委員	この件は生前贈与という形で、祖父から孫に相続されるものです。特に問題はございませんでした。
議長	ただいま、事務局からの説明と1番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に3番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号3、大字柳瀬字蔵城、地目は田が2筆、合計面積は3,287㎡です。権利種別は3条の賃貸借で貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。賃借料は10a当たり6,000円です。以上です。
議長	引き続き、本件について5番委員に報告をお願いします。

5 番委員	この案件は借受人が人吉市の方で、ネギを作りたいとのこと。十島の生産組合の支援が受けられるので問題はありません。
議長	ただいま、事務局からの説明と5番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
柳瀬地区推進委員	番号2の方の名義が変わられてからのほうがいいんじゃないでしょうか。
事務局	先に申請があったのはこちらの方になりますが、後から相続もされたいと申請がありました。どういたしましょうか。
1 番委員	<p>時間がない訳ではないので、まず名義が変わってから貸借をしたほうがいいのでは。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それではこの案件については、否決といたします。次に、4番についてですが、3番委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席します。4番についての進行を事務局に依頼してもよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
全委員	(異議なしの声)
議長	<p>それでは、3番委員退席します。</p> <p>(3番委員退席)</p>
事務局	<p>それでは、4番について事務局よりご説明いたします。番号4、大字柳瀬字三石、地目は田が1筆、面積は13㎡です。権利種別は3条の無償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。以上です。引き続き、本件について1番委員から報告をお願いします。</p>
1 番委員	<p>昨日、本人に電話で確認しました。ここに記載のとおり間違いございません。</p>

事務局	<p>ただいま、事務局からの説明と1番委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
事務局	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
事務局	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで3番委員の入室を許可します。</p> <p>(3番委員入室・着席)</p> <p>議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p>
議長	<p>次に、議案第21号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権設定)の承認について審議します。1番についてですが、7番委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(7番委員退席)</p>
議長	<p>それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第21号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権設定)の承認について、ご説明いたします。番号1、大字柳瀬字村ノ上、地目は田が1筆、面積は281㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆3,000円、10aあたりに換算すると10,676円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について5番委員に報告をお願いします。</p>
5番委員	<p>これは借受人の土地の隣になりまして、荒地解消にもつながります</p>

議長	<p>ので問題ないと思います。</p> <p>ただいま、事務局からの説明と5番委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで7番委員の入室を許可します。</p> <p>(7番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に2番から5番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字柳瀬字小原、地目は田が1筆、面積は709㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆当たり玄米60kgです。番号3、大字柳瀬字小原ノ上、地目は田が1筆、面積は622㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり20,000円です。番号4、大字柳瀬字小原ノ上及び村ノ上、地目は田が2筆、合計面積は1,535㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は2筆で玄米150kgです。番号5、大字柳瀬字片黒、地目は田が1筆、面積は999㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆当たり10,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について2から4番を7番委員、5番を5番委員に報告をお願いします。</p>

7 番委員	6月4日に確認に行っていました。3件とも再設定で記載されているとお間違いありませんでした。
5 番委員	5番については、再設定で貸し手も自分では作付が困難とのことで、お願いしますとのことでした。以上です。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と2から4番を7番委員、5番を5番委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、6番についてですが、5番委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(5番委員退席)</p>
議長	それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号6、大字柳瀬字小原ノ上及び村ノ上、地目は田が9筆、合計面積は22,857㎡です。新規の使用貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。
議長	引き続き、本件について7番委員に報告をお願いします。
7 番委員	確認に伺って親子間の使用貸借になりますので、ここに記載のとおり間違いありませんでした。
議長	ただいま、事務局からの説明と7番委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。

	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで5番委員の入室を許可します。
	(5番委員入室・着席)
議長	次に、7番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号7、大字川辺字上山下及び宮園、地目は田が3筆、合計面積は4,702㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり20,000円です。以上です。
議長	引き続き、本件について2番委員に報告をお願いします。
2番委員	川辺地区推進委員と確認いたしました。ここに記載のとおり間違いございませんでした。
議長	ただいま、事務局からの説明と2番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
議長	次に、8番から12番については、利用権の設定を受ける者が同一に

事務局	<p>つき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p> <p>番号 8、大字川辺字中高原、地目は畑が 1 筆、面積は 6,768 m²です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 6,206 円です。番号 9、大字川辺字中高原、地目は畑が 1 筆、面積は 5,602 m²です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 7,497 円です。番号 10、大字川辺字中高原、地目は畑が 1 筆、面積は 5,769 m²です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 3,467 円です。番号 11、大字川辺字中高原、地目は畑が 1 筆、面積は 5,793 m²です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 7,250 円です。番号 12、大字川辺字上高原、地目は畑が 1 筆、面積は 3,032 m²です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 14,842 円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、所有権移転について審議いたします。1 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、所有権移転についてご説明いたします。番号 1、大字</p>

	<p>深水字下鶴、地目は田が1筆、面積は2,003㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は200,300円、10aあたりに換算すると100,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について深水地区推進委員に報告をお願いします。</p>
深水地区推進委員	<p>ここは周辺を買われているところで、間に1筆あったのを買いたいとのことでした。災害で遊水地の話もあるところですが、10年先になるかもしれないので、待ってられないとのこと申請されたとのことでした。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と深水地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字中高原、地目は畑が1筆、面積は8,326㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は2,560,245円、10aあたりに換算すると307,500円です。なお、隣接地の公衆用道路80番129及び80番324は、農業用道路として売買価格45,663円、10aあたりに換算すると153,750円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしい</p>

議長	<p>ですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>議案第 22 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p> <p>次に、議案第 22 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議します。1 番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 22 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、ご説明いたします。番号 1、大字川辺字中高原、地目は畑が 1 筆、面積は 6,768 m²です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で 10 a 当たり賃借料は 6,206 円 です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、2 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 2、大字川辺字中高原、地目は畑が 3 筆、合計面積は 17,164 m²です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で 10 a 当たり賃借料は 80 番 147 が 7,497 円、80 番 175 が</p>

	<p>3,467 円、80 番 138 が 7,250 円 です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、3 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 3、大字川辺字上高原、地目は畑が 1 筆、面積は 3,032 m²です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で 10 a 当たり賃借料は 14,842 円 です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第 23 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断 について</p>
議長	<p>次に、議案第 23 号荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について審議します。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第 23 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、ご説明いたします。大字四浦東字尾崎地区につきましては、5月11日に非農地判断に係る事前通知書を送付し、農地として使用されるのかどうか、所有者等に確認しております。農地として使用される場合は、5月31日までに農業委員会へ申し出るよう通知しまして、結果としては番号の17番については、農地として利用されるとのことでした。この結果を踏まえ、農地・非農地の判断についてご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見はありませんか。</p>
4番委員	<p>17番の2筆は作付けできないと思いますが。</p>
事務局	<p>農地として利用されるということでしたので、後々利用されていない場合は通知を送ることになります。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>それでは、17番以外は非農地として判断してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、17番は農地、それ以外は非農地として判断したことを決定いたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p>
事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について 7月9日(金) 午前9時から</p> <p>4 閉会</p>
議長	<p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございます。</p>

	ございました。
--	---------

閉会：午前 10 時 00 分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和 3 年 6 月 7 日

相良村農業委員会

署名委員 7 番 _____ (印)

署名委員 8 番 _____ (印)